

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

公告

○肥料の検査の結果の概要を公表する件

福島県警察本部

○一般競争入札を行う件

告示

福島県告示第四百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年七月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ICHHI, SロシナンテMARKET鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町本町百七十九番二ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） しい鏡石店

福島県岩瀬郡鏡石町本町百八十四ほか

（変更後） ICHHI, SロシナンテMARKET鏡石店

福島県岩瀬郡鏡石町本町百七十九番二ほか

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称 令和七年四月十八日

2 大規模小売店舗の所在地 平成十七年二月十五日

四 届出年月日

令和八年六月二十六日

五 届出をした者

株式会社いちい

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年七月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び桑折町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ICHHI, SロシナンテMARKET桑折店 福島県伊達郡桑折町字東段四十五番二ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） しい桑折店

福島県伊達郡桑折町字堰合一番四ほか

（変更後） ICHHI, SロシナンテMARKET桑折店

福島県伊達郡桑折町字東段四十五番二ほか

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称 令和八年五月二十二日

2 大規模小売店舗の所在地 令和六年五月二十九日

四 届出年月日

令和八年六月二十六日

五 届出をした者

株式会社いちい

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年七月十日から同年八月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ喜多方桜ガ丘店 福島県喜多方市東桜ガ丘一丁目二番ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

岡部昌平

二 通知内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和八年福島県告示第四百十一号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公 告

公告第五百五十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和八年五月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

令和八年5月分

（特殊肥料）

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又は 販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果				備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	水分(%)	
米ぬか	東洋ライオン 株式会社	米の精	2.1	5.0	2.0	8.0	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、水分－水分含有量

（農業総合センター）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第57号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワークシステム機器（18拠点等）の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

福島県警察本部長 森 末 治

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 基幹系ネットワークシステム機器（18拠点等）一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年7月29日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年7月10日（金）から同年8月19日（水）まで（土曜日、日曜日並びに同年7月20日及び同年8月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。また、電子メールによる配布を希望する場合は、件名に本件入札に係る公告番号及び借入物品の名称を、本文に請求者名、担当者名及び連絡先を記載した電子メールを次のメールアドレス宛に送信の上、3に掲げる電話番号まで請求の旨を連絡すること。なお、入札説明書等は、当該送信に用いた電子メールアドレスに送信する。

fp-nyuusat@police.pref.fukushima.jp

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年8月20日（木）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年8月19日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含

む。) の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320 号）第 1 条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Basic network system equipment (for 18 bases, etc.) 1 set (including delivery, installation, installing, setting adjustment, transition, formulation, and tests of the system, maintenance, and removal, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 20 August 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 August 2026
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)